

浦添市教育委員会会議録

平成29年度 第8回(定例会)

- 1 日 時 平成29年 11月 28日 (火) 10時00分～10時45分
- 2 場 所 浦添市役所 庁舎7 階 702会議室
- 3 出席委員 教育長 嵩元 盛兼
委員 胡宮 なりえ
委員 池田 博暁
委員 長田 隆子
委員 池間 生子
- 4 説明職員 教育部長:新垣 剛 指導部長:平良 亮 文化部長:山田 勉
教育総務課長:大城 博郎 学校教育課指導監:宮里 晋
学校教育課長:仲間 陽子 文化課長:松川 章
生涯学習振興課長:石坂 ひとみ こども青少年課長:東江 正作
- 5 傍聴人の有無 なし
- 6 会議録署名人 池間生子委員、胡宮なりえ委員
- 7 教育長の報告
- 8 議題
- 議案第26号 浦添市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則について
(生涯学習振興課)【文言を修正して承認】
- 議案第27号 浦添市就学援助規則の一部を改正する規則について(学校教育課)
【原案通り承認】
- 議案第28号 浦添市就業意識向上支援事業補助金交付規程の制定について
(こども青少年課)【議案取り下げ】
- 議案第29号 平成29年度公立学校管理職途中人事の発令について(学校教育課)
【原案通り承認】
- 9 その他

○教育長（嵩元 盛兼）

時間になりましたので、これより平成29年度第8回浦添市教育委員会定例会を始めたいと思います。

会議順に進めていきますけれども、まず最初に会議録の承認です。8月4日開催の第5回定例会の会議録の承認をお願いしたいと思います。よろしいですか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

次に今回の会議録の署名人の指名ですけれども、池間委員、胡宮委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

次に、議題の前に教育長からの報告ですけれども、私から3点あります。1つには先日、第36回の文化祭がありましたけれども、文化のまち浦添ということで本当に各種団体がいろんな文化活動に取り組んでいるのが見られましたけれども、ちょっと残念に思うのはやっぱり参加者の数がどうしても少し足りないのではないかとということで、開催に当たってはどのような形で呼びかけていくか。特に文化の担い手の子供たちの数が余り見受けられないので、やっぱり教育委員会としては子供たちにどんな文化活動をして、どんな発表があるのか、それを見る機会としては貴重なので、もうちょっと指導部とも連携して、文化祭への呼びかけをどうしていくかというのは課題かと思った次第です。

2点目が11月23日、つい先週の金曜日ですか、市役所の9階でおしごとカーニバルというのを取り組んでいました。それはキャリア教育を一般社団法人の沖縄キャリア教育支援企業ネットワークとか、公益社団法人北那覇法人会、沖縄税理士会、まちづくりNPOうらそえということで、それから沖縄銀行さんに、企業が沖縄電力さん、それからトヨタさん、結構地元にいる企業も電動カーを持ってきたり、いろんなことをやっていました。これは、子供たちに自分が将来どんな仕事をするのか、現場でやっている人たちを見せたいということで、全県的にも取り組まれている流れが浦添でもおしごとカーニバルINうらそえということでやっているのですけれども、当日私はスポーツ大会に行っていたのですけれども、各学校からの子供たちはそこにスポーツ大会があつて参加していましたので、そこに真座さんがわざわざ9階でいいことをやっていますので、帰りに寄ってくださいと呼びかけていましたけれども、逆に言えば9階に企業が子供たちのために相当準備をしていたのですけれども、参加者の子供の数がどうしても予定よりも少なかったのも、企業の皆さんの熱意に対してやっぱり子供たちが参加していないという形では非常に残念でしたので、こちらも同じように委員会でやっていることと学校とが、連携があまりいっていないのかなと、校長会で通知はしてあるのですけれども、校長会からその下に行くときに伝わり方がいま一つ届いていないのかなと思っています。

3点目は、要は教育委員会としてそういういろいろやっていることと、学校との連携というものを仕組みとして整えていかないと、それぞれが頑張っているけれども、効果が教育に結びついていないとなるとやっぱり教育委員会としては非常に残念なことなので、そういう仕組みづくりについてこれから課題として取り組みたいと思っています。以上が私の報告と要望ですけれども、この件についてはまた会議が終わってから意見等ありましたら、よろしくをお願いしたいと思います。

議事に移ります。議案第26号 浦添市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則について、御説明をお願いします。

○教育部長 （新垣 剛）

おはようございます。では、議案第26号 浦添市社会教育指導員設置に関する規則の一部を改正する規則についてを御説明いたします。

1 ページをお開きください。提案理由ですが、地域の生涯学習や社会教育の多様化、学習ニーズに対応し、本市の生涯学習、社会教育のさらなる推進を図るため、その専門的知識、経験値の高い人材の活用が求められているために一部改正しております。

3 ページの新旧対照表をごらんください。第5条ただし書きを表のとおり改正しております。なお、詳細につきましては、生涯学習振興課長の石坂より御説明申し上げます。

○生涯学習振興課長 （石坂 ひとみ）

引き続き改正の概要について御説明申し上げます。

お手元の資料は3 ページをごらんください。浦添市社会教育指導員設置に関する規則の任期に関する部分が今回の改正部分となっています。第5条の中で、「指導員の任期は一年とする。ただし、再任は妨げないがその通算年数は3年を超えてはならない」と現行ではその年数が通算で規定しております。今回の改正では、通算という期間の定めをなくすことで今後さらに社会教育指導員に求められる社会教育や学校現場での経験、専門組織の高い人材を活用できるように対応したいために、この改正の理由となっております。現在通算という文言によって、3年を超えると社会教育指導員は再任できないことになっていますが、現在任用事務を重ねる中で、社会教育指導員は現場での、地域での、社会教育活動、それから学校での学校教育活動という大きな経験を積んで、再びまた挑戦をしようと、任用を希望しようとするときに、この通算という文言が妨げになっていることが多く見られますので、この文言を取り払うことによって改正後の効果としては、現行どおり3年を超えない範囲としておきながらも、人材の固定化を防ぎながらも、社会教育に関する経験値の高い人材を確保して任用をしたいということで、さらなる社会教育に期待するものとなっております。御審議のほど、よろしくお願いします。

○教育長 （嵩元 盛兼）

ありがとうございます。ただいま議案第26号について説明がございましたけれども、御質問や意見等ありますでしょうか。恐らく、通算で3年を超えないとつくったときの事情があるとは思うのですが、長く続けすぎるとか何かあったと思うのですが、逆に今はこの通算3年が制限になっているということでしょう。

○教育委員 （長田 隆子）

もう少し具体的に、この新しい改正後の3年を超えない範囲で選任することができるということですが、もう少し具体的な、例えば事例みたいな感じで出していただけますか。

○生涯学習振興課長 （石坂 ひとみ）

例えば任用の例といたしまして、現行で中央公民館、生涯学習振興課、現在2つの箇所に勤務地として社会教育指導員を任用しておりますけれども、その両方で3年間という期間を定める中で任用しています。ある指導員が、ここで1年目、2年目、3年目の更新をして、次回また地域でのコーディネート能力を身につ

けたり、社会教育主事という資格を用いて次なる職場を挑戦したいときに通算3年でまず応募ができないというのをクリアするためのものでもあります。

もう1つとしては、社会教育指導員として1年任用する。新しくまた募集をして審査の上、2年目。ただし、途中でもし1年目の中で契約を終了した場合に、次回応募したときにもうその期間が2年という限定の中でしか職務を果たせないということがありますので、そこからまた3年を経過して任用の範囲を定めたいというのが大きな理由でございます。

○教育委員（長田 隆子）

例えば1年採用されましたけれども、何かの事情で辞めざるを得なかった。だけど、間隔を置いて現行のものだったらもう2年しかできないところを、改めて3年採用できますということですね、一つは。もう一つは、3年間指導員として働いて任期が終わったのだけれども、この方が地域に出て地域コーディネーターとしてやる場合にということですか。

○生涯学習振興課長（石坂 ひとみ）

地域コーディネーターというのは、あくまでも例として挙げたものでありますので、御承知のように社会教育指導員は社会教育活動とか、学校教育活動の中で自分のスキルをアップしていきますので、さらにスキルを身につけてさらに応募をしたいというときに、その通算3年では社会教育指導員としての要件から外れてしまうということ拾うために通算を取り払おうと考えました。

○教育委員（長田 隆子）

3年で任期満了だけれども、ある程度地域で活動してさらに力をつけて、もう一度指導員として応募するときにできるかということですね。はい、了解しました。

○教育長（嵩元 盛兼）

ほかに質問等ありますでしょうか。

○教育委員（池田 博暁）

休憩願います。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。

○生涯学習振興課長（石坂 ひとみ）

議案の中で文言の修正をお願いします。2ページ、社会教育指導員の改正をする規定の中の下から3行目、「ただし3年を越えない範囲で再任することができる」の「越えないが」を「超」に修正いたします。

それから3ページ、同じく任期に中で改正後「ただし3年を越えない範囲」での「越えない」を「超」に修正いたしますので、それも合わせて御承認方、よろしくお願いいたします。

○教育長（嵩元 盛兼）

文字の訂正も出ましたけれどもこれも含めまして、何か質問、提案とかありますでしょうか。

○教育委員（胡宮 なりえ）

今回の改正は、通算年数は3年を超えてはならないという文言の修正なのですが、それによってさらに経験値の高い人材の活用が期待できますけれども、それに伴って確保をぜひお願いしたいと思います。

そうすることで、本市の社会教育がさらなる推進を図って、充実したものになることを期待しておりますので、ぜひその点をよろしくお願いいたします。そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○生涯学習振興課長（石坂 ひとみ）

はい、そのとおりでございます。

○教育委員（胡宮 なりえ）

はい、わかりました。ありがとうございます。

○教育長（嵩元 盛兼）

よろしいでしょうか。

それでは議案第26号は文字の修正を含めまして了解ということでよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。

次の議案に移ります。議案第27号 浦添市就学援助規則の一部を改正する規則についてを御説明いたします。

○指導部長（平良 亮）

議案第27号 浦添市就学援助規則の一部を改正する規則について、御説明を申し上げます。

資料7ページをお願いいたします。提案理由としまして、就学援助の費目のうち、市内に居住し浦添市立以外の公立小学校、または公立中学校に在学している児童生徒の修学旅行費は、要保護者については実施後に旅行者の口座に振り込むことと定められているが、保護者等の利便性の向上を図るため、実施後に保護者または旅行者の口座に振り込むこととしたい。また、準要保護者については、要保護者に準じて振り込みを行っているため、実情に即した規則とするために追加を行いたい。以上が提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。詳細につきましては、学校教育課長より説明をさせていただきます。

○学校教育課長（仲間 陽子）

済みません、休憩をお願いいたします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。

○学校教育課長（仲間 陽子）

13ページをお願いいたします。新旧対照表での説明をいたします。別表第3の要保護の修学旅行費の支給期日及び支払方法の記述に「保護者または」を追加いたします。

17ページをお願いいたします。こちらのほうは準要保護の修学旅行費の欄に、これまでこちらのほうに記載はなかったのですが、わかりやすくするということで全部を新設してございます。説明以上でございます。

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。ただいま議案第27号の説明がありましたけれども、質問ありますでしょうか。

○教育委員（胡宮 なりえ）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。

本議案について説明がありましたけれども、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。議案第27号につきましては、原案どおり承認いたします。

次の議案に移ります。議案第28号 浦添市就業意識向上支援事業補助金交付規程の制定についてですが、事前に議案の取り下げる旨の申し出がございましたので、浦添市教育委員会会議規則第10条第4項動議・発議案の撤回の規定に基づき、本議案の取り下げについて御承認いただきたいと思います。では、取り下げの理由について説明をお願いします。

○指導部長（平良 亮）

議案第28号 浦添市就業意識向上支援事業補助金交付規程の制定についての取り下げ理由につきましては、東江こども青少年課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○こども青少年課長（東江 正作）

済みません、休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。

○こども青少年課長（東江 正作）

取り下げの理由といたしましては、教育委員会の枠を超えて市全体で諮っていくことが大事だろうということで、本規定の取り下げをした次第でございます。本規定の制定に向けて、ただいま市長部局と調整に入っており、整い次第公布し事業の執行のする予定でございます。以上でございます。

○教育長（嵩元 盛兼）

ただいま議案第28号の取り下げの案について説明ありましたけれども、取り下げでよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは議案第28号は取り下げとします。

次の議案に移ります。議案第29号は人事案件ですので秘密会としたいのですが、よろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

秘密会とします。事務局は資料の配付をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは議案第29号 平成29年度公立学校管理職途中人事の発令について、説明をお願いします。

○指導部長（平良 亮）

[REDACTED]

○教育長（嵩元 盛兼）

[REDACTED]

それでは議案第29号 平成29年度公立学校管理職途中人事の発令について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。議案第29号については原案どおり承認いたします。

議案は以上です。それでは、その他に移りますけれども、その他報告等はございますでしょうか。

○教育委員（池田 博暁）

教育長、休憩で。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。

ほかに意見等がないようですので、以上をもちまして平成29年度第8回浦添市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

浦添市教育委員会会議規則第16条第3項の規定により署名する。

浦添市教育委員会

会議録署名人

池間生子

会議録署名人

胡宮マリエ